

聴覚障害者制度改革推進兵庫本部の公開質問状の回答一覧 兵庫7区…西宮市、芦屋市

| 候補者名                       | 石井登志郎(民主党) | 山田賢司(自由民主党) | 畠中光成(みんなの党) | 浜本信義(日本共産党)  |
|----------------------------|------------|-------------|-------------|--|
| 1. 障害者総合支援法について            | (回答無し)     | (回答無し)      | (回答無し)      | 「障害者総合支援法」は、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」との原則を踏みはずして障害当事者の声を聞かず、自立支援法違憲訴訟原告団と国との「基本合意」や総合福祉部会の「骨格提言」を無視したものです。法に盛り込まれた「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」も地域間格差や財源の問題など極めて不十分であり、「基本合意」や「骨格提言」、ならびに障害者権利条約を踏まえた新法を制定すべきで、そのために力を尽くしたいと思います。 |
| 2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について  |            |             |             | 市町村によって支援の内容や範囲が異なるのは不合理だと思います。意思疎通に必要な手話通訳者(盲ろう者を含む)、要約筆記者の派遣は、公費負担が保障される必要があります。実施主体は、身近な市町村としつつも、国の制度として財政的保障が必要です。   |
| 3. コーディネーターの身分保障について       |            |             |             | 必要なときに必要な意思疎通支援が受けられる上で、コーディネーターの果たす役割は重要だと認識しています。その身分保障は、障害者権利条約の精神からも、国や都道府県で制度化することが必要だと考えます。  |
| 4. 行政機関におけるアクセシブルな情報提供について |            |             |             | 障害の有無によって行政サービスの内容に差があってはならないと思います。当面、都道府県・市町村の福祉事務所や衛生保健事務所の窓口で、手話で相談できる常勤のケースワーカー等の配置を義務づけ、すべての窓口で対応できるように手話のできる職員を増やしていくべきだと考えます。   |
| 5-1. 参政権が制限されていることについて     |            |             |             | 障害者であるがゆえに政治参加の権利が制約されていることは問題です。選挙等政治参加の権利が保障されるべきであるのは当然で、法改正も含めて早急な改善が求められと考えます。  |
| 5-2. 今回の選挙で情報保障を実施するか      |            |             |             | 障害者のみなさんの権利保障の条件整備は、本来的には選挙管理委員会などが行うべきものと考えますが、未整備の現状では、政権放送には党独自に手話通訳者を配置し、個人演説会についても可能な限り手話通訳者などの配置に努力したいと思います。   |
| 6. 障害者差別禁止法について            |            |             |             | 基本的には障害者差別禁止法の制定に賛成ですが、そもそも障害者差別が生み出された背景には、政治の怠慢によって国民の諸権利が十分に保障されず、とりわ   |

|                                 |  |  |  |   |
|---------------------------------|--|--|--|---|
|                                 |  |  |  | <p>け障害者が困難な状況下に放置されてきたことがあり、差別の第一義的責任は国にあることを見落としてはならないと考えます。差別を国民どうしの問題として捉えることは、差別の真の解決につながらず、「禁止」の具体的な施策は慎重に検討されなければならないと考えます。</p> |
| 7. 情報・コミュニケーションを保障する法律等の必要性について |  |  |  | <p>情報アクセスやコミュニケーションの保障は、現行法制のもとで本来保障されてしかるべきところが多分にあり、その完全実施にとりくむとともに、不十分なところについては新たな法の制定で補完していくことが必要と考えます。</p>                       |
| 8. その他障害者施策について                 |  |  |  | <p>最優先にとりくむべきことは、障害者の尊厳を傷つけている障害者自立支援法を廃止し、「基本合意」「骨格提言」を踏まえ、「障害者権利条約」もとづく新しい法律を制定することです。</p>  |